にししんニューマイライフカードローン

令和６年１２月　１日現在

商品名	にししんニューマイライフカードローン

1. ご利用いただける方	【来店型・ＷＥＢ完結型共通】 ・当金庫の会員または会員となる資格を有する個人および個人事業主の方 ①　当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②　当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ・申込時の年齢が満２０歳以上満６５歳未満の方 ・貸越極度額１０万円～１００万円 安定継続した収入のある方（年金受給者の方も可） ・貸越極度額１１０万円以上 安定継続した収入があり年収３００万円以上の方（年金受給者の方も可） お申込時点または貸付実行日時点において、当金庫の住宅ローン（有担保、当金庫が取扱う代理貸付を含む）の実行先（実行予定を含む）または完済後３か月以内の方 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 【ＷＥＢ完結型のみ】 ・当金庫に普通預金口座を保有され、犯罪収益移転防止法上の取引時確認が完了されている方 ※　普通預金口座をお持ちでない方は、ＷＥＢ完結型はご利用いただけません。 ※　年金収入のみの方はご利用いただけません。 ・新規申込極度額は１００万円までとなります。
2. お使いみち	・自由。ただし、事業性資金は除く。
3. ご融資限度額	・１０万円以上～３００万円以内（１０万円単位） ※インターネットでのお申込みの場合、申込金額５０万円超は５０万円単位となります。 ※当金庫からの借入金（当座貸越極度額を含む）が７００万円を超える場合、出資をしていただき会員となっていただく必要があります。
4. ご融資形式	・当座貸越
5. ご利用期間	・３年（ご契約期限前の再審査とさせていただき自動更新となります。） ただし、契約更新予定日時点で満７０歳以上の方は更新できません。
6. ご融資利率	年１２．８０％ ※保証料は、ご融資利率に含まれています。
7. お利息の計算方法	・毎日の最終残高について付利単位を１００円とした１年３６５日とする日割計算
8. ご返済方法	・毎月１０日に残高に応じた定額自動返済

約定日前日残高	約定返済額
１０万円以下	５，０００円
１０万円超３０万円以下	１０，０００円
３０万円超５０万円以下	１５，０００円
５０万円超１００万円以下	２０，０００円
１００万円超２００万円以下	３０，０００円
２００万円超３００万円以下	４０，０００円

・当金庫ＡＴＭで、随時ご返済できます。

《利息支払方法》
毎月１０日に貸越元金に組入れます。

9. 保証人･担保	・不要です。
10. 保証会社	・一般社団法人しんきん保証基金

11. 必要種類	・本人確認書類 運転免許証（取得していない場合は個人番号カード（表のみ）、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書のいずれか） ※　運転免許証または個人番号カードのいずれもお持ちでない方は「にししんＷＥＢ完結型」はご利用いただけません。 ※　有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。 ・所得確認書類（申込極度額が１００万円超の場合） 公的所得証明書（住民税決定通知書、住民税納税通知書、納税証明書その２（所得金額用）等）、源泉徴収票原本、確定申告書(控)、給与明細書（給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票が取れない場合）、年金振込通知書・年金額改定通知書・年金裁定通知書のいずれか ・その他の資料をご用意いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
12. 手数料	・不要です。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9 時～17 時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 　なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
14. その他	・今回の申込金額と既存の当金庫取扱分および他信用金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローンの現在残高の合計額が３，０００万円以内とします。 ・証書貸付は保証登録内容に基づき現在残高を推定した「推定残高」、当座貸越は、保証登録がなされた「保証金額（貸越極度額）」を現在残高とみなします。 ・保証会社の審査結果によっては、ご要望に添えない場合もございます。なお、審査結果の内容等につきましてはお答えしかねますのでご了承下さい。

西中国信用金庫